

南相馬市地域防災計画改訂業務委託

仕様書

令和8年5月

南相馬市 復興企画部 くらし安全課

南相馬市地域防災計画改訂業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、南相馬市（以下「甲」という。）が実施する「南相馬市地域防災計画改訂業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものである。

(目的)

第2条 南相馬市地域防災計画は、令和元年東日本台風、令和4年福島県沖地震等の教訓により令和6年2月に改訂したものであるが、その後も、令和6年能登半島地震等が発生し、防災関係法令の改正、上位関連計画の策定及び見直し等が行われている。

さらに、令和7年12月には北海道・三陸沖後発地震注意情報による防災対応の呼びかけがあり、令和8年の出水期を目途に新たな防災気象情報の運用が予定されるなど、最新の情報に基づく防災対策の見直しが必要となっている。

本業務は、このような近年の防災対策との整合性を図るとともに、より実効性の高い計画とするため、市の現状を踏まえて南相馬市地域防災計画の改訂を行い、本市の防災力向上に資することを目的とする。

(適用法規等)

第3条 本業務は、災害対策に関する次の法令及び指針等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大規模災害からの復興に関する法律
- (4) 水防法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律
- (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (7) 防災基本計画（中央防災会議）
- (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）
- (9) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (10) 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（内閣府）
- (11) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府）
- (12) 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (13) 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）
- (14) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）
- (15) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- (16) 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府）
- (17) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (18) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会）
- (19) タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（国土交通省）
- (20) 火災・災害等即報要領（消防庁）

- (21) 福島県防災基本条例
- (22) 福島県地域防災計画 一般災害対策編（福島県防災会議）
- (23) 福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編（福島県防災会議）
- (24) 福島県地域防災計画 事故対策編（福島県防災会議）
- (25) 福島県地域防災計画 原子力災害対策編（福島県防災会議）
- (26) 福島県原子力災害広域避難計画（福島県）
- (27) 福島県水防計画（福島県）
- (28) 避難所運営マニュアル作成の手引き（福島県）
- (29) 避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き（福島県）
- (30) 南相馬市第三次総合計画（令和5年3月）
- (31) 南相馬市災害における相互支援に関する条例
- (32) 自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画
- (33) その他の災害対策関係法令、指針、通達、マニュアル等

（対象範囲）

第4条 本業務の対象範囲は、南相馬市全域とする。ただし、広域的な検討を要する場合は、近隣市町村も対象とする。

（履行期間）

第5条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和9年3月15日までとする。

（配置技術者）

第6条 乙は、本業務を円滑かつ適切に遂行するため、過去5年間以内に東北管内の自治体において同種業務の経験及び必要な資格を有し、恒常的な雇用関係のある社員を配置する。

- 2 同種業務は、地域防災計画改訂の業務とする。
- 3 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は技術士補（建設部門）とし、過去5年間以内に同種業務の業務実績を有する社員とする。
- 4 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

（業務着手）

第7条 乙は、本業務の着手に先立って次の書類を提出し、甲の承認を得る。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 配置技術者届出（第6条に規定する業務経歴、資格及び雇用関係を証明する書類を添付）
- (4) その他、甲が必要とする書類

（完了検査）

第8条 乙は、本業務の完了後、次の書類等を提出して甲の完了検査を受ける。

また、甲が成果品の修正が必要と認めたときは、乙は速やかに修正し、これにかかる費用は乙の負担とする。

- (1) 業務完了届

- (2) 成果品目録
- (3) その他、甲が必要と認める書類

(成果品等の帰属)

第9条 本業務の成果品が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の納品時に甲にすべて引き渡すものとし、甲の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

(資料の貸与等)

第10条 甲は、所管する資料を乙に無償で貸与するほか、甲以外の第三者が所管する資料についても出来る限り無償で貸与されるように協力する。

2 乙は、甲又は第三者から資料を借用する際に借用書を提出し、資料の破損、汚濁、亡失のないように十分な注意を払って取り扱う。また、本業務終了までに速やかに返却する。

(個人情報保護)

第11条 乙は、本業務において知り得る個人情報の各種情報等については、個人情報の保護に関する法律及び甲の定める南相馬市個人情報保護に関する法律施行条例並びに南相馬市情報セキュリティポリシーを遵守し、最新の注意を払って取扱う。

(品質管理等)

第12条 乙は、本業務の成果の品質管理の向上、環境負荷の低減、個人情報保護等の体制、情報リスクの防止策の確立に努めるものとし、以下資格の承認を受け、業務プロセスの計画、管理及び成果の検証等を適切に行う。

- (1) JISQ9001 : ISO9001 (品質マネジメントシステム)
- (2) JISQ14001 : ISO14001 (環境マネジメントシステム)
- (3) プライバシーマーク
- (4) JISQ27001 : ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (5) レジリエンス認証

(環境への配慮)

第13条 南相馬市の環境マネジメント活動について理解し、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行う。

(疑義)

第14条 本業務の仕様書について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に明示がない事項については、その都度、甲と乙が協議し、業務内容を明確にする。

(成果品の瑕疵)

第15条 業務完了後、乙の過失、又は疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合には、甲が必要と認める修正・補正・その他必要な処置を乙の負担で行う。

第2章 業務内容

(業務計画・管理)

第16条 乙は、本業務を円滑かつ的確に実施するための業務計画を作成し、業務の進捗管理及び成果の品質管理等を適切に行う。

(資料請求)

第17条 乙は、防災体制及び災害対策に関する現状と計画、市の災害対策等の資料のほか、本業務に必要な資料の収集・整理及び提供を甲に求める。

また、収集した資料を体系的に整理し、業務に必要な内容や精度が確保されているか確認する。

2 主な提供収集は、次のものを予定する。

- (1) 県からの災害対策に関連する通知
- (2) 県及び市の地域防災計画、水防計画
- (3) 防災関係の個別計画、マニュアル
- (4) 災害想定に関する調査報告
- (5) 防災マップ、ハザードマップ
- (6) 近年の主な災害記録
- (7) 防災関係の施設・設備・システム
- (8) 災害協定書
- (9) 南相馬市総合計画、実施計画
- (10) 消防年報
- (11) 自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画
- (12) 統計書 等

(修正の課題・方針案の作成)

第18条 乙は、災害対策関係法令、収集・整理した資料等により、本地域の防災体制及び災害対策、並びに現行の南相馬市地域防災計画の現状と課題を分析し、新たな地域防災計画の修正方針案を作成する。本修正方針案は、防災会議等での説明資料とする。

また、地域防災計画の項目ごとに改訂の課題・内容等を整理する。

(地域防災計画改訂案の作成)

第19条 乙は、前条までの資料及び検討結果を反映して、南相馬市地域防災計画等改訂案を作成する。

2 改訂の対象は、現行どおりの総則・予防編、一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編、資料編とする。

3 改訂にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 災害対策基本法等の防災関連法令の改正、防災基本計画の見直しをはじめ、災害救助法等の法改正に伴う関係通知・マニュアル・指針、前回修正から見直しが必要となった内容について反映すること。
- (2) 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)等の避難所の生活環境対策を反映すること。
- (3) 令和6年能登半島地震での災害教訓、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応等、最近の防災対策の動向を踏まえた対策を検討すること。

- (4) その他、市の独自の取組、人的応援に関する受援体制等、防災に関係する動向や市の防災環境等の経年変化について対応すること。
- (5) 改訂案は、加筆修正が理解できるよう見え消しで作成し、可能な限り新旧対照が理解できる資料を作成すること。
- (6) 乙は、災害時における組織体制、事務分掌、配備体制等について、最新の組織機構、地域特性、業務量の平準化等を考慮し、効果的かつ合理的な見直し案を作成する。

(原子力災害避難計画改訂案の作成)

第20条 乙は、南相馬市原子力災害避難計画について、地域防災計画の改訂に合わせて内容を見直し、改訂案を作成する。

(地域防災計画（概要版）改訂案の作成)

第21条 乙は、令和5年度に作成した地域防災計画（概要版）について、地域防災計画及び原子力災害避難計画の改訂にあわせて内容を見直し、改訂案を作成する。

(防災会議、県への意見照会等の支援)

第22条 乙は、防災会議に際し必要な支援を行う。支援項目は、改訂資料データの作成、必要に応じた会議への出席とする。なお、防災会議は、改訂案の審議及び計画承認の段階の2回開催することを予定する。

- 2 防災会議委員及び県への意見照会に際し、意見への対応、回答案等を作成し、その結果を地域防災計画に反映する。
- 3 乙は、庁内調整に際し必要な支援を行う。支援項目は、意見様式の作成、各課からの意見への対応、回答案等の作成とする。庁内への意見照会に際し、各課からの意見及び調整結果を地域防災計画に反映する。
- 4 乙は、地域防災計画の改訂案に対するパブリックコメントを円滑に進めるため必要な支援を行う。支援項目は、改訂方針の作成、意見への回答案の作成及び地域防災計画への反映とする。

(報告書の作成)

第23条 乙は、前条にて実施した結果や作成した資料等を取りまとめた報告書を作成する。

(打ち合わせ・協議)

第24条 乙は、本業務を適正かつ円滑に遂行するため、甲と密に連絡をとり、進捗状況等を電話又は電子メール等で報告する。

- 2 本業務の重要な段階において甲との対面打合せ（3回程度を予定）を行い、打合せ記録を作成して相互に確認する。

第3章 成果品

(成果品)

第25条 本業務の成果品は次のとおりとする。

電子ファイルの形式はWord及びPDFとし、CD-ROM1枚に格納する。

- ① 南相馬市地域防災計画・原子力避難計画（電子データ）……………1式
- ② " 資料編（電子データ）……………1式
- ③ 南相馬市地域防災計画（概要版）（電子データ）……………1式
- ④ 報告書（バインダー製本）……………1部